

# マイナンバー制度導入でどうなるの？

## 医療機関実務の留意点

2015年10月より個人番号及び法人番号が通知され、2016年1月より順次、利用が開始される「マイナンバー制度」の実施を控え、協会は「～税理士まかせだけではできない～マイナンバー導入に伴う医療機関実務」と題し、経営対策セミナーを7月23日に開催した。講師に、ひろせ税理士法人所長・花山和士税理士を迎え、45医療機関57人の参加者がマイナンバー制度の概略及び取得から利用、保管、廃棄までの留意点を学習した。講演では、マイナンバーの理解がまだまだ進んでいないこと、制度の厳しい面を全て事業所に押し付ける制度である等の問題点も指摘された。講演概要を以下の通りまとめたので、会員各位におかれては実務の際にぜひご参照いただきたい。

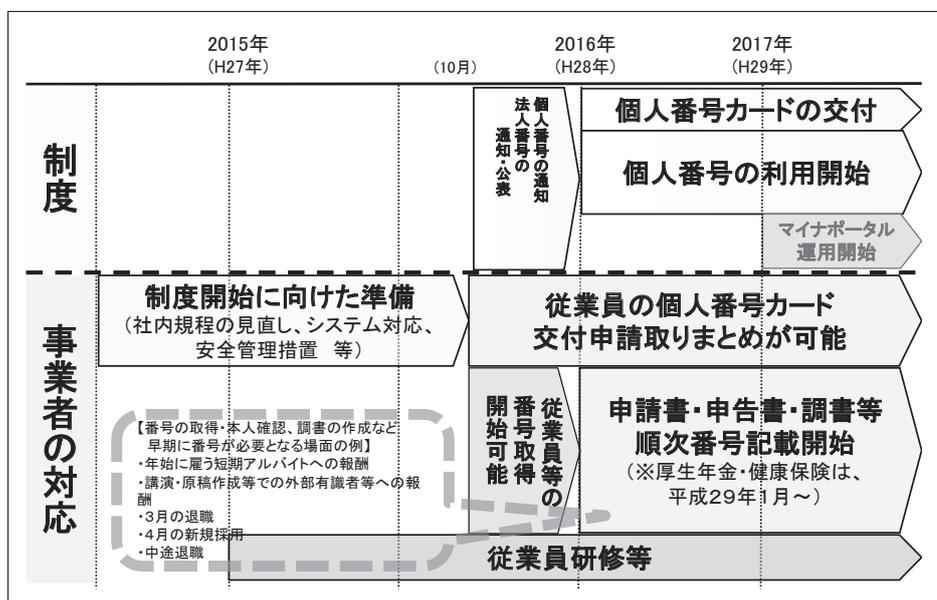
### マイナンバーの目的と利用分野

マイナンバーは、複数の行政機関に存在する個人の情報を、同一人の情報として確認することのできるインフラ（社会基盤）として導入。従業員数が100人以上か以下であるかで、原則か特例かの区別はあるが、従業員が1人でもいる事業所はマイナンバーの取扱い事業者となり対応が必要となる。目的は、①公平・公正な社会の実現、②国民の利便性向上、③行政の効率化とし、所得や他の行政サービスの受給状況の把握や、行政手続きの簡素化、行政事務の効率化が図られる。まずは、2016年1月より社会保障（年金、雇用保険、医療保険や福祉分野の給付等の社会保障関係手続）、税（申告書、届出書、法定調書等の税務関係手続）、災害対策（被災者台帳作成等の事務、支援金の支給）の3分野で利用が開始される。

### 今後のスケジュール

事業所は制度開始に向け、番号の取扱者を決定するなど規程の見直しやシステム対応、金庫や鍵付き棚の設置、入退室管理等のセキュリティ対策、従業員への研修などの準備が必要となる。従業員数の多い事業所も2016年1月より対応ができるように、2015年10月から番号の取得開始が可能。

▼制度開始に向けた準備スケジュール【表①】



## 個人情報保護の保護措置

マイナンバー制度の導入により、自身の個人情報が漏れはしないかという懸念や、心配があるが、国としては制度面における保護措置として、法律に定めがある場合を除き、特定個人情報（12桁の番号及び住所・氏名等）の収集・保管・特定個人情報ファイルの作成を禁止し、特定個人情報が適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督するとしている。そして、この特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインに則って運用されていくことになる。また、法律に違反した場合の罰則を強化し、両罰規定（従業員が特定個人情報を利益目的等で漏らしたケースで、適切な安全管理措置が取られていない場合は、その事業所も処罰される可能性あり）も定められている。さらに2017年1月には、自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかが確認できるマイナポータル（情報提供等記録開示システム）の運用が開始される予定である。

システム面においては、個人情報は一元的に管理せず、各機関（年金は年金事務所、税は税務署等）で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理する「分散管理」とし、情報漏えいを防ぐとしている。システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化するなどの保護措置が講じられる。

国が講じる制度面、システム面の保護措置が、どれほど実行性のあるものとなるか分からないが、制度の厳しい面は全て事業所に押し付けられるという問題点もある中で、進められることになる。

## 通知カードと個人番号カード

2015年10月より、各市町村から住民票を有する全ての国民へ、簡易書留で世帯ごとに12桁の個人番号と4情報（住所・氏名・生年月日・性別）が記載された紙製の「通知カード」が送付される。

「個人番号カード」は、任意の申請（通知カードに同封されている申請書の郵送もしくは、オンラインによる申請など）により2016年1月以降、市町村窓口で本人確認の上、交付される。また、

15年8月20日時点では「個人番号カード」の職場での一括申請、配布が可能となる報道もされている。表面に4情報と顔写真、裏面に番号とICチップの付いたプラスチック製である。この「個人番号カード」を取得すれば、通知カード及び住民基本台帳カードは返却することになる。番号は漏えいし、不正に利用される恐れがある場合を除き、変更できないものとなっている。

法人番号（13桁）は国税庁より書面通知され、医療法人、社会福祉法人、株式会社、有限会社、任意団体等にも全て番号が割り当てられる。利用目的の制限はなく、番号検索も可能で共有できるものとなっており、個人番号とは全く別もの。

通知カード



個人番号カード 表面(案)



個人番号カード 裏面(案)



## 医療分野におけるICT化の推進

厚生労働省（2015年5月29日産業競争力会議・課題別会合）では「個人番号カード」の利用拡大が検討されており、2017年7月以降のできるだけ早期に、「個人番号カード」に健康保険証の機能を持たせ、医療機関の事務の効率化を図るとしている。また、医療連携や研究に利用可能な番号「医療ID」の導入を検討し、2018年度から段階的に運用を開始し、2020年の本格運用を目指す。これにより、医療機関や研究機関での患者データの共有や追跡が効率的に実施でき、医療連携や研究が推進できるとしている。

## 税務・社会保障関係書類への番号記載と提出時期

税務関係では、国税通則法等が改正され、申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に、番号（個人番号又は法人番号）の記載が義務付けられる。給与所得者の扶養控除等（異動）申告書や源泉徴収票には、控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」記載も必要となる。扶養控除等（異動）申告書については、番号を記載の上、毎年提出しなければならない。源泉徴収票は、現行のA6サイズからA5サイズに変更され、受給者交付用の源泉徴収票には支払者の「個人番号又は法人番号」欄はなく、記載は不要。また、銀行等に所得証明として源泉徴収票を提出する場合も、番号は記載してはならない。その他、各種支払調書にも番号記載が必要となる。

### ▼税務関係書類への番号記載及び提出時期【表②】

		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで） （個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで）
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで）
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	（例）平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から	（例）平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

社会保険関係では、雇用保険に関しては、2016(平成28)年1月1日提出分より番号記載が必要となる。健康保険・厚生年金保険については、1年遅れの2017(平成29)年1月1日提出分から。また、既存の従業員・被扶養者分の個人番号については、2016年1月以降のいずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークに報告が必要となる予定。

▼社会保障関係書類への番号記載及び施行日【表③】

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等  以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等  以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等(※)	平成29年1月1日提出分～  平成28年1月1日提出分～

- ※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をさせていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。
- ・ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要があります。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要があります。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。
- ・ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定。
- ・ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

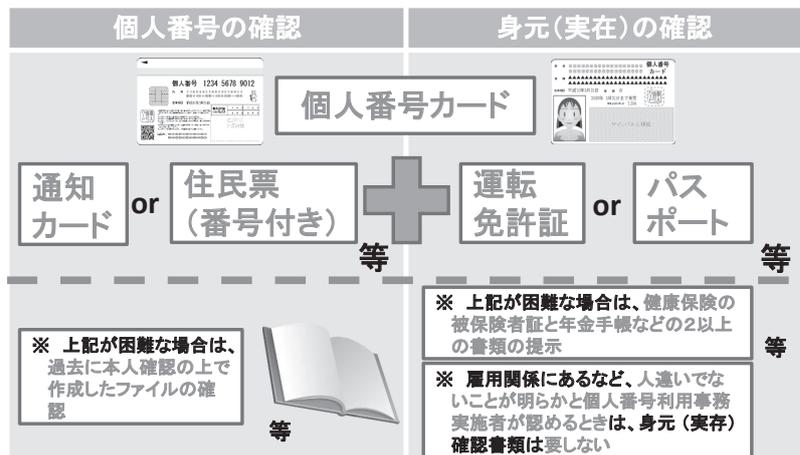
マイナンバーの業務フロー

1) 取得

事業者が従業員（その扶養家族を含む）などからマイナンバーを取得するときは、文書での配布や掲示により、利用目的をきちんと明示する必要があります。また、厳格な本人確認（番号と身元確認）が必要となり、「個人番号カード」もしくは、通知カード又は番号付き住民票と、運転免許証又はパスポート等で確認を行う。雇用関係が明らかな場合（過去に住民票を取得している等）などは、本人確認書類の取付けは省略できるとしている。扶養家族については、従業員が本人確認するとしている。

収集については、特定部署の特定担当者により現物を確認・コピーする対面での受領、特定部署の担当者宛て又は税理士事務所等に直接郵送・提出、PC・タブレット・スマホ等より専用メールアドレス・メールボックスへ画像送信する方法などが考えられ、自分の事業所にあった方法を選択すれば良い。

▼マイナンバー取得の際の本人確認【表④】



不提出者への事業所としての対応としては、個人番号の記載は法律で定められた義務であることを説明し、提出しない理由やその経過等をしっかりと記録し保存することが必要。

## 2) 利用・提供・収集の制限

マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定される。よって、社会保障及び税に関する書類の作成事務に限って、本人などにマイナンバーの提供を求めることができる。法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めたり、特定個人情報を提供・収集してはいけない。

## 3) 保管・廃棄

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。

マイナンバーの取得、利用・提供・収集、廃棄又は削除においては、いつ、どうしたかを常に記録として残すことが大切で、年ごとに資料管理すると良い。

## 求められる安全管理措置

事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その検討にあたっては、個人番号を取扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲及び、特定個人情報の事務取扱担当者を明確にすることが重要である。

また事業者には、マイナンバーを利用する事務の委託先（税理士・会計・社労士事務所等）・再委託先（税理士・会計・社労士事務所等の更にその委託先）においても同等の安全管理措置ならびに、必要かつ適正な監督（委託先の適切な選定、安全管理措置に関する委託契約の締結、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握）が求められる。

必要となる安全管理措置は、以下の通り。

- 基本方針の策定（事業所名、関係法令・取扱ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項、質問及び苦情処理の窓口等を定めたもの）
- 取扱規程の策定（特定個人情報の具体的な取扱い規程。従業員数が100人以下の中小規模事業者は特例措置により強制ではないが、取扱いの事務フローは作成しておいた方がよい）
- 「組織的安全管理措置」責任者及び事務取扱担当者の設置等管理体制の整備、利用実績の記録・保存、特定個人情報の取扱状況の把握など
- 「人的安全管理措置」事務取扱担当者の監督・教育
- 「物理的安全管理措置」機器等を管理する「管理区域」と事務を実施する「取扱区域」の明確化、壁又は間仕切り等の設置、座席の工夫、入退室管理、保管庫の施錠、個人番号の削除・廃棄方法（委託する場合は証明書等の入手）とその記録等
- 「技術的安全管理措置」機器を取扱う事務取扱担当者の限定、外部からの不正アクセス及び情報漏えい防止のためのセキュリティ対策ソフトの導入、アクセスパスワードの設定など

⑩従業員が100人以上の場合は原則、100人以下の場合は特例の扱いとなる。詳細は『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』（2014年12月11日特定個人情報保護委員会）参照。

⑪従業員数の少ない事業所については、内閣府が導入準備に必要な「マイナンバー導入チェックリスト」を作成しているので参考願いたい。

⑫本文中の図表については、内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度」の広報資料より抜粋。

⑬本セミナーのテキスト及び資料については、協会ホームページの会員専用サイトにアップしていますので、ご活用下さい。

## 問題山積のマイナンバー法施行中止求める

セミナーの司会を務めた内田亮彦副理事長は、マイナンバー制度の学習を受け、「マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤として、様々なメリットが報じられているが、医療機関だけでなく各事業所にとっては、番号の取得から保管、廃棄まで、大変負担の大きい内容となっている。また、政府の産業競争力会議は、2018年度から新たに医療番号を導入し、マイナンバーと紐付け、機微性の高い「患者の医療情報」にまで利用範囲を拡大することを打ち出している。これについては、先の年金機構の情報漏えいのような事態が起これば大問題であり、セキュリティ面が大変危惧される。よって協会では、医療等分野へのマイナンバーの利用拡大に反対し、現在参議院で審議中のマイナンバー法改正法案の取り下げと、マイナンバー法の施行中止を求める運動にも取り組む予定である。各医療機関の実務対応との両側面で行っていき、ご理解とご協力をお願いしたい」と述べた。

また、参加者アンケート(31人より回収/57人中)では、セミナーの内容については「よくわかった」、マイナンバーへの対応については「検討している」「これから検討する」との回答が多数を占めた。また、制度の賛否を問う質問には、反対が10人(32.3%)、賛成が2人(6.5%)であるのに対し、「わからない」との回答が17人(54.8%)と半分以上を占め、ここでもマイナンバー制度への理解がまだまだ進んでいない問題点が浮き彫りとなった。なお、反対意見には多く記述があり、「法律やシステムに穴だらけだと思う」「個人情報漏れる可能性あり」「責任が重たすぎる。事務処理が多く、さらに管理が大変。仕事量が増。メリットなし」等の理由があげられた。

協会は、「マイナンバー改正法案廃案・制度施行中止を求める緊急要請」を7月29日付で安倍首相、塩崎厚労大臣、高市総務大臣にあてて送付している。次ページ以降に全文を掲載するので、ご参照いただきたい。

### 万が一の個人情報漏えいに備えて

医療機関専用

## 個人情報漏えい保険

(個人情報取扱事業者保険)

団体割引  
20%

(保険期間1年)

	保険金の種類と期間中てん補限度額			一時払い 年間保険料 (診療所)
	第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償保険金 ○争訟費用保険金	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用保険金	免責金額 (ブランドプロテクト費用のみ)	
Aタイプ	1,000万円	1事故 100万円		14,400円
Bタイプ	3,000万円	1事故 300万円	1事故	24,000円
Cタイプ	5,000万円	1事故 500万円	10万円	32,000円
Dタイプ	1億円	1事故 1,000万円		43,200円

※上記タイプ他に、ブランドプロテクト費用を半額におさえたタイプや、保険金の高いタイプもあります。

※病院の年間保険料は保険協会・経営部会にお問い合わせくださるか、専用パンフレットをご覧ください。

京都府保険医協会ならではの補償内容

- 1 被害者への損害賠償に加え、発生した費用もあわせて補償
- 2 個人情報の定義を「死者の個人情報」に拡大
- 3 廃棄された個人情報の漏えいも対象※1)
- 4 漏えいの「おそれ」も対象
- 5 使用人等※2)の犯罪行為による漏えいを補償
- 6 使用人等※2)からなされた賠償請求も補償
- 7 クレジットカード番号※3)や銀行口座情報の漏えいに起因した経済的損失の賠償責任も補償
- 8 付帯業務も補償※4)

※1) 廃棄後の電子計算機器、周辺機器、記録媒体等から漏えいした場合も対象となります。

※2) 使用人等とは役員、使用人、人材派遣会社からの派遣労働者を指し、過去にその地位にあった方(退職者・転籍者等)を含みます。

※3) クレジットカード番号自体は単独で個人情報には該当しないため、氏名その他の情報と合わせて個人情報とみなされる場合にこの保険の対象となります。

※4) 医療法人において、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を医療施設外で行っている場合や、医療施設外に事務所が存在する場合は、申込時に当該付帯業務を行っている施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。

※この資料は概要を説明したものです。詳細は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
厚生労働大臣 塩崎恭久 様  
総務大臣 高市早苗 様

2015年 7月29日

## マイナンバー改正法案廃案 制度施行中止を求める緊急要請

京都府保険医協会  
理事長 垣田さち子

### 【要請項目】

1. 社会保障・税番号制度（マイナンバー）について、行政機関等が行政運営の効率化等のために用いる（第一条・目的規定）との範囲を超える活用法の検討を中止すること。
2. 産業競争力会議（5月29日・課題別会合）が示した「医療等分野のICT化」策における「電子カルテ」への付番をはじめ、2017年7月以降に導入が目指されている「医療ID(仮称)」とマイナンバー制度のインフラを活用(紐付)した医療分野のデータ利活用策は、絶対に行わないこと。
3. 国会審議中の「マイナンバー法改正法案」では、「保健事業（メタボ健診）」＝特定健康診査等を新たに利用範囲に加えることが提案されている。特定健康診査にかかる情報は、既にデータ分析され保険者の保健事業に活用されている。しかしこれは本来、機微性の高い医療情報である。他の情報と共にマイナンバーに加えることにより、民間ヘルスケア産業の推進に利活用される危惧があり、将来の社会保障個人会計制度との関連も無視できない。同改正法案を廃案とすること。
4. 今般の年金情報漏洩を受け、国の情報管理への信頼は失墜した。マイナンバー法の施行を中止すること。

### 【要請理由】

#### (1) 忘れられた「給付付き税額控除」が象徴するマイナンバーの本質

本年（2015年）10月、国民一人ひとりに個人番号が通知される。

マイナンバー制度は小泉内閣時代、歴代政権の悲願である「社会保障番号」として、「骨太方針2001」に書き込まれた。後に民主党政権がこれを本格検討し、12年2月に法案提出に漕ぎ着けたが衆院解散で廃案。安倍政権はカードの送付による個人番号の通知等の修正を加え、13年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（番号法案）として同法を成立させた。民主党政権は、マイナンバー制度は「真に支援の必要な人を政府が的確に把握し、その人に合った必要な支援を適時・適切に提供する」ために必要と訴え、具体的活用例として、消費税増税を見越した低所得者対策である「給付付き税額控除」導入を打ち出していた。

しかし、これは政権交代に伴い、忘れられた政策となっている。

この事実は、マイナンバー制度のねらいが「真に支援の必要な人」への支援ではないことを示している。

## (2) 社会保障個人会計システムのねらいと医療情報の利活用

マイナンバー制度創設のねらいは、大きく2つあると考えられる。

1つは、国が個人情報を一元的に把握・管理することで、自らの政策に役立てることである。医療・社会保障分野での「社会保障個人会計」システム構築はその究極の姿であろう。最終的には、税や保険料負担に見合った給付、健康に向けた自己努力(特定健診受診の有無や健診結果)に見合った給付といった形で、負担や努力に応じた個別のサービス供給を可能にし、財政抑制を図ることが目指されている。

今国会提出のマイナンバー改正法案は、医療等分野での利用拡充策として、「被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を引き継ぐ」ことを可能とするが、これはその一端とみなければならない。

そもそも、マイナンバー法成立時点で、医療情報は機微性が高いことを理由に対象外とされ、「医療ID(仮称)」は別枠みで検討されてきた。この経過を無視した改正法案である。さらに、国は医療IDを「マイナンバーのインフラを活用」=紐付けする方向で検討しており、結局はマイナンバーと連動させるのは、理屈が通っていない。

厚生労働省は「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ」(14年12月10日)で、「マイナンバーのインフラを活用して」医療分野の情報を集約し、患者情報の共有化で医療介護連携を進めて地域包括ケアを実現することや、研究開発に向けた「コホート研究」等での活用も打ち出した。これに便乗する形で、産業競争力会議は電子カルテへの付番、民間ヘルスケアビジネスによるデータ利活用を検討している。内閣府大臣官房番号制度担当室の逐条解説には、「行政手続き以外の事務処理にも活用されることが望ましい」とあるが、現在、国の立場が医療費抑制・産業化推進である以上、その活用法は無限に拡大しうる危険性がある。

## (3) 個人の消費行動・生活スタイルにかかる情報をまるごと利潤追求に使っていいのか

2つめは、国が把握・管理する個人情報を活用し、経済成長の道具にすることである。これも百花繚乱の提案が飛び交っており、「世界最先端IT国家創造宣言」(15年6月30日閣議決定)は、「マイナンバー法施行でIT利活用基盤は整備されつつあり」、「ビッグデータを利活用した新たなビジネスモデルの構築」を打ち出した。また「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ」(14年5月20日)は、健康保険証・印鑑登録に加え、キャッシュカード・クレジットカード等との一体化も提案した。官民を超え、あらゆる個人情報をICチップに埋め込み、個人の消費行動・生活スタイルさえ利潤追求に活用する願望が明白に顕れている。

昨今、年金情報漏洩の失態を受け、マイナンバーを不安視する声が高まっている。それは重大な問題であるが、それ以前に、国が個人情報をすべて把握・管理し、国の政策を実現する道具にすること自体が本当に許されることなのか? あらためてそれが問われている。

以上のことから、私たちは当面の措置として、国に対し、要請項目1~4を緊急に求める。

以上